

敬友会 規約

(名称)

第1条 本会は、敬友会と称し、事務局は 社会福祉法人 敬仁会 内に置く。

(目的)

第2条 本会は、故杉原徹彦先生が創設された医療・福祉施設の発展と、会員相互の親睦、企業及び個人の発展を図り、地域社会に貢献することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、目的達成のため次の事業を行う。

- (1)情報の交換及び業務の提携。
- (2)調査、研究及び懇談会、研修会等の開催。
- (3)その他本会の目的達成に必要な活動。

(会員)

第4条 1. 本会の趣旨に賛同する法人又は個人をもって構成する。
2. 新規加入する者は、2人以上の推薦をもって、役員会において決定する。

(会計)

第5条 1. 本会の会計は、会費及び寄付金をもってこれにあてる。
2. 会費については、下記の通りとする。
会費(1ヶ年)20,000円
但し、途中入会の場合は月割(千円未満は四捨五入)とし、入会月は徴収する。
また、年度途中の退会の場合、年会費の返還はしないものとする。
3. 会計年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

(役員)

第6条 1. 本会に、次の役員を置き、役員会を構成する。
会 長 1名 副会長 2名
幹 事 12名以内 監 査 2名
2. 役員会には上記役員の外に顧問、相談役を置く事ができる。
3. 役員の任期は2年とし、留任を妨げない。

(会議)

第7条 1. 本会は、会長の招集により次の会議を開催する。
(1)総会は年1回とする。
議長は会長が行う。会長が不在の場合は副会長が代行する。
(2)例会は年2回以上とする。(3)その他必要な場合。
2. 本規約に定めたる事項の外生じた場合は、臨時総会を開催し、之を決定する。

(慶弔)

第8条 次の者を対象に会長と協議の上、10,000円を上限とした慶祝弔慰金と電報等を贈る事ができる。
登録会員 登録会員の配偶者 登録会員の実父母 登録会員の実子

(附則) この規約は、平成 5年10月 1日より施行する。

(附則) この規約は、平成 7年10月 1日より施行する。

(附則) この規約は、平成10年10月22日より施行する。

(附則) この規約は、平成14年10月28日より施行する。

(附則) この規約は、平成18年11月24日より施行する。

(附則) この規約は、平成20年 6月25日より施行する。

(附則) この規約は、平成22年11月25日より施行する。

(附則) この規約は、平成23年11月29日より施行する。

(附則) この規約は、平成25年10月 1日より施行する。

(附則) この規約は、平成26年 1月 1日より施行する。

(附則) この規約は、平成26年 6月 5日より施行する。

(附則) この規約は、平成28年 1月26日より施行する。

(附則) この規約は、令和 5年 2月15日より施行する。